

15パソ協第207号

平成15年11月7日

産業構造審議会知的財産政策部会  
特許制度小委員会実用新案制度WG事務局 御中

社団法人 日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会  
会長 川島 正夫

### 「実用新案制度の改正」に関する意見書

現在、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会実用新案制度ワーキンググループにて検討されております実用新案制度の改正について、当協会では、会員企業の意見聴取等を通じて意見を適宜集約した結果、下記の通り本意見書を作成致しましたのでご提出申し上げます。

なお、本意見書の内容に関するお問い合わせは、文末の連絡先までお願い申し上げます。

### 記

実用新案の保護対象を特許と同一にすること、特にソフトウェアを保護対象とするこの是非について

#### 基本的な考え

人間の知的活動の成果を知的財産権として保護することが、結果として産業の発達に対して多大なる貢献をするということは、歴史的事実として広く認識されている。このことは、広く世界中に特許制度が普及し、且つ各種条約により国際的に統一的に保護しようとする動きからも明らかである。

また、知的生産活動の成果物であるソフトウェア（プログラム）も当然に知的財産として保護されるべきであり、現在、特許権や著作権で保護されているところである。

しかし、実用新案登録の保護対象にソフトウェアを含めることは、技術評価制度の存在を考慮に入れたとしても、ソフトウェアの権利解釈は、高度な法律的判断が要求されることから、無審査で独占排他権が付与されることの弊害が充分予想される。

特に、当協会の会員を含めたソフトウェア業界は、多くの中小企業で構成されている、という業界の実情を考慮すると、その影響の大きさが懸念される。

即ち、ソフトウェアの実用新案による保護により、ソフトウェア業界に対して、権利の対応といった面で大きな負担を強いる結果となることが予想され、このデメリットは中小企業にとって看過できるものではない。

#### 保護対象の拡大について

当協会を含めたソフトウェア業界の実情は、以下の通りであり、実用新案でソフトウェアを保護することについては、メリット以上に数多くのデメリットが懸念される。

- ・中小企業で、設立間もない新しい企業が多い。
- ・資本や技術を含めた総合力が低い企業にとっては、製品開発とその販売に主力を傾注する必要があるため、知財の管理や対応を意識している余裕が乏しい。
- ・法務、知財に関する専門的知識を備えた人材が不足しており、権利に対する適切な判断ができるか不安である。
- ・特許を含めた知財に関する係争の経験が乏しく、係争に対応する体制ができていない企業が多い。

(1) ライフサイクルが短いソフトウェアに対して、無審査で早期に権利設定されるため、侵害に対して素早く対応可能であるという考えがある。しかし、特許審査については、知的財産戦略本部が本年7月に公表した『知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画』において、特許審査迅速化法(仮称)により特許審査の迅速化に必要な措置を行うとされているところであり、ソフトウェアの権利保護を無審査の実用新案に求めるのではなく、まず特許権による保護として検討すべきであると考えます。

(2) また、審査請求費用がなく、出願時や登録、維持に必要な費用も低額であるため、資本規模が小さいソフトウェア業界にとって、特許よりも利用し易い制度であるとの考えがある。しかし、出願費用等の負担についても、特許制度において、中小企業への減免措置制度の創設等を検討することも考えられるのではないかと。

(3) 実用新案によってソフトウェアを保護対象にすることにより、不安定な権利が多数登録され、その対応の負担が増加する。即ち、新規性、進歩性がないため本来保護されるべきでない権利が増加し、かかる権利の存在に対する対応の負担が増加する。

具体的には、侵害回避のための事前の対策、警告状が送られてきた場合の対応、訴訟提起された場合の対応、無効審判の請求対象の増加などの負担増が予想される。

(4) ソフトウェアに関する実用新案権は、非常に広い分野にわたり成立する可能性があるため、多くの分野において数多くの自己責任による判断(実用新案権を侵害しているか否かの判断)が強いられることになる。一方、ソフトウェア特許の権利解釈や侵害に対して判断を示した裁判例はまだ少ないのが現状であり、権利判断が困難なのが実情である。

## 結論

以上のように、ソフトウェアを実用新案で保護することは、種々のメリットが期待できる反面、数多くのデメリットが懸念される。

即ち、無審査である実用新案の保護対象にソフトウェアを含めると、特許性の有無を含めて当事者の判断に委ねられる事項が過大であり、無用な紛争による企業にかかる時間的、費用的負担は想像以上に重くなるおそれがある。

よって、実用新案の保護対象にソフトウェアを含めることは時期尚早であり、現時点では、慎重に審議していただきたい。

以上

本意見書に関する問い合わせ先  
社団法人 日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会  
業務課 戸島 TEL：03-5157-0780 E-mail：houteki@jpsa.or.jp  
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-2 秀和溜池ビル4F